

## 平安朝時代に於ける莊園の組織（下）

文學士 川 上 多 助

### 三、本 所

本所、本家と稱する權門勢家乃至有力なる社寺の領する莊園には、朝廷より林野荒蕪の地を賜はつて開墾し、或はこれを他の人より買入れ、或は相續讓與によつて得ることもある譯ではあるが、かくの如き方法によつて得る土地には自ら制限があつて、限なくその範圍を擴張して行くことは出来ない。これに反して、當時行はれた一種の寄進契約によつて受くる本所、本家の領地は、中央地方の政治が完全に行はれないである限り、如何程までも擴まつて行くことの出来る性質のものである。藤原時代から院政時代にかけて、諸國共に莊園の多きに苦しむやうになつたのは、かの寄進契

約が廣く行はれた結果である。従つて多くの莊園に於ける本所の地位は、その契約によつて制限せられてゐるので、相續、讓與その他の理由によつて新に莊園を領するやうになつても、もとより本所としての權利を相續し、讓與を受くるのであるから、その本所權が寄進に基づくものであれば、やはり當初の寄進契約によつて制限を受けねばならぬ。

貴族が領主たるときには領家といふことは前節に述ぶる如くであるが、以下混同を避くるために領家は寄進を受けて名義上の所有者となつてゐるときにのみ用ゐ、貴族と貴族ならざるとを問はず本來の土地の所有者を領主と稱することにしよう

領主がその土地を權門勢家に寄進するのは、外部の壓迫に對する保護を求むるのが唯一の目的であるから、そのために却て本所から多くの干渉を受け、負擔を蒙るやうになることは、領主の本意でないことは勿論である。長秋記の著者源師時の庶子師任が大和國宇智郡の田島を傳領し、初めこれを興福寺に寄進したが、本課役の繁多なるため、後改めて金峰山に寄進したのが原因で、久安元年から二年にかけて、興福寺と金峰山との間に戰爭の起つたことは、本朝世紀に見ゆるところである。されば領主がその土地を寄進するに當り、豫めこの點を明らかにして寄進狀に書き載せてゐるものがある。大貳藤原實政が應徳三年領主高方の寄進を受けて肥後國山鹿莊の領家となつたとき、證文を作つて、預所職並に莊務領掌に於ては、高方の子孫の進退すべきことを認め、「若背此義者、我末流不可爲領家」を誓約し、文治二年女房辨局が丹

後國吉園莊を八條院に寄進するに當り、八條院廳は、辨局の「有限御年貢備進之外、於預所職者知行領掌不可相違、稱有由緒、被成其煩者、更非寄進之限」といふことを承認して、これを下文に載せて辨局に渡したことは、共に前記史料の示すところである。即ち莊務領掌の權は寄進者たる領主の手に留保し、本所領家の侵入干渉を許さないやうにし、これを侵入するやうであれば、寄進の契約を取消すといふのである。而して山鹿莊に在つては、實政の後願西の微力にして國衙の亂妨を防ぐことの出来ない爲めに、即ち領家に外部の壓迫に對抗して本領主を保護する力のないために、本領主は領家得分二百石を高陽院内親王に寄進し、内親王を本家としてその保護を受けむとしたのであるが、領家はかの寄進契約に依りこれを沮止する理由のなかつたのである。

併しながら、本所領家は寄進狀の明文に據つて

また一定の得分、即ち山鹿莊に於ては年貢四百石吉園莊に於ては「有限御年貢」と稱するものを寄進者に要求することが出来、建久三年の長講堂置文には、「亦領家無指故、遁避年貢、及三箇年者、差遣寺使、可令催促、其上猶致懈怠者、縦有相傳由緒、可止預所職」とあつて、年貢の怠納甚だしきに及べば、寄進者が寄進に際して保留したところの權利を奪ひ、本所自らその土地を支配するやうになるのである。その實例も乏しくないので、醍醐寺雜事記に據れば、近江國柏原莊の本領主は山城前司源盛清で、應徳二年盛清から圓光院に寄進したが、その後四十五年の間に三千餘石の未進を生じたるため、天承元年その本田百九町六段十歩を圓光院に收めて、寺家自らこれを支配するやうになつた。また同じく圓光院領伊豫國大島莊は、

もと土御門右大臣師房の家領で、師房の子顯房がその甘原の田三十町を圓光院に寄進し、その領家

職を顯房の子孫のために保留して置いたものである。然るに顯房五代の孫源中將通資の領家たるに當り、寺用の年貢未進が巨額に達したといふ理由によつて、これを寺家に付せられむことを後白河院應に訴へ出でた。その結果はどうであつたか雜事記には見えないが、柏原莊の例に據れば、圓光院の希望が達せられていゝ筈である。

次に寄進者の子孫が斷絶するときには、その寄進に際して保留したところの權利はまた本所に歸することになつた。保元三年十二月石清水八幡宮寺並に極樂寺に下された官宣旨は、その莊園内の領家預所、下司、公文等或は先祖の讓狀ありと號し、或は相傳の文書と稱し、異論を致し掠領を企つるを停止し、兼ねてまた由緒あつて知行するものといへども、子孫斷絶の處々は本所に付くることを定めたものである（石清水文書）。他にその例を見ないが、規定の性質上、必ずしも宮寺にのみ

限るべきものでないから、他の莊園に於ても行はれたことであらう。

また寄進者が本所の節度に服せず、反抗の態度を執るに至れば、本所はその保留する職權及び收入を停止し、更に甚だしきものはこれを莊外に追放することも出来た。蓮華王院領但馬國温泉莊は本領主平季廣が下司職を保留して寄進し、阿闍梨聖顯を領家としたが、季廣は「於事不當、於庄損害」の事あつて領家の督責するところとなり、治承四年四月誓紙を領家に出して、爾後領家の命に服すべきことを誓つた。然るに幾ばくもなく季廣は木曾義仲に黨し、その威を藉りて恣に莊民を追捕し莊庫を開き、年貢以下資財雜物を押領するに至つたので、元暦元年四月莊官等これを後白河院廳に訴へたところが、院廳下文は季廣をしてその損害を辨償せしめ、且つその下司職を停止し、莊外に追放せしめ、なほ濫行を改めざれば季廣を逮捕し

處刑すべきことを命じた(高山寺文書)。

本領主の貴族に對する寄進契約は、當初名義上所有權を移轉するに過ぎなかつたものであるが、兩當事者の地位勢力の懸隔は、をのづから貴族に有利なる條件を導き來り、名義上の移轉が事實上の移轉と化する場合の多かつたことが、これ等の例によつて知ることが出来る。併しながら、これ等は皆寄進者に於て契約の年貢を怠納し、或は子孫の斷絶といふ特別な場合、或は寄進者が寧ろ寄進の契約を蹂躪せんとする意志を持つてゐるときに起つた事例である。もし寄進者が誠意を以て契約を遵行して居ればどうであらう。寄進を受けた貴族は寄進者から納むる一定の年貢の收入を受くるに止まり、莊務領掌の權はもとより寄進者に在るのであるから、直接莊民に關係することのないやうに思ふ説もある。然らば本所領家が如何に多くの莊園を持つてゐようとも、その經濟的の實力

は餘程割引して考へねばならぬ、而してその支配の權力は莊民に及ばないとすれば、社會的の勢力も無い譯で、本所領家は見かけばかりの大地主といふ觀がある。果してさうであるならば、平安貴族の奢侈の財源を莊園に歸し、その政治的勢力の基礎を莊園に置かむとする通説は、これによつて殆どその根據を失ふものと謂はなければならぬ。

併しながら慣習の重んぜられ、慣習が一種法律の力となつて人民に臨んだ、この時代のことを、單に寄進狀の文面の解釋によつて解決し去らむとするのは妥當でない。寄進狀によつて、本所領家の領主より收納する年貢の一定し、これを超過することの出来ないことは認めなければならぬ、また莊務領掌の保留によつて、領主が預所或は下司として莊務を行ひ、本所領家が隨意にこれを任免することの出来ないことを認めなければならぬ併しながら、莊園の慣例によつて、年貢以外の力

役、臨時の課役等は寄進地の莊民にも課せられ、莊園内の秩序は、本所領家の責任としてこれを維持して居つたやうである。また寄進狀に明文の有無を問はず、その土地及び得分の賣買讓與相續の權は寄進者の側に在り、本所領家はこれに干渉しなかつたやうである。故に、本所領家が寄進地によつて受くる利益は、その定むるところの年貢に止まり、その土地人民に對しては一切支配の權がないやうに解するのは、正鵠を得ない解釋であると思ふ。以下その點について述べるであらう。

本所領家が領主の寄進を受けてその土地を領しても、不輸の勅免を経ざれば納租の義務があるので、これを耕作する莊民は、領主に加地子(地代)を納め、國衙に官物(田租)を納めなければならぬこの場合、本所の定まつた収入は、領主の寄進契約によつて納むる年貢のあるのみである。併しながら、本所がその土地に對し、不輸の勅免を申請

し、これを許さるゝことゝなれば、租税官物は納めないのであるが、これによつて莊民の負擔がそれだけ減せらるゝものとは思はれない。朝廷は權門勢家或は社寺のためにこれを免除したのであるから、その利益はこれを申請した本所に歸せねばならぬ。例へば、後白河法皇が備後國太田莊を不輸の莊と爲されたのは、その地利を以て金剛峯寺大塔不斷兩界法の用途に充つる目的に出づるのであるから、もし免租の利益が金剛峯寺の收入とならなければ、法皇の勅免となされた御注意は徹底しないわけである。地位勢力に於て領主を凌ぐ本所領家が、當然その利益とすべき官物の收入を領主の爲めに抛つことは、有り得べからざることである。醍醐寺雜事記は、寺領加賀國得藏莊について、天仁三年六月の「權僧正御房御下文云、賢圓之一門爲地主執行庄務、以段別三斗未辨濟御寺官物、其殘爲私得分」といひ、同伊豫國大島莊

について、「田所當官物段別五斗代、此外笠有二斗是本家分也」といひ、同伊勢國會禰莊について、「所當官物段別三斗」といひ、同河内國五箇莊について、「所當官物段別四斗」といひ、官物は常に寺家の收入となつてゐる。また太田莊に關する鑿阿の置文にも、年貢を高野山に納むる五百六十八町の地を官物田と稱してゐる。即ち不輸の勅免によつて受くるどころの利益は、本所に歸して居つたのである。なほ左記東大寺政所下文は、簡單ながら、國司の免判を受けて不輸租となつても、領主の收入は加地子を出でなかつたことを例示するに足ると思ふ。

政所下 黒田庄下司源秀友光並住人等

可令早隨院藏人所堪辨濟加地子事

右件人所領年來之間依國司之妨牢籠、而今蒙官裁並國司免判已了、作人等何致遁避乎者、早隨領主之所堪、去年加地子可辨濟之狀附仰如件、宜承知、不違夫、故

下、

應徳三年三月 日

(署名略す)

併しながら、領主が寄進の當初、本所の勢力によつて不輸の勅免を得ることを條件として、本所に納むべき年貢の高を定めたとすれば、たとひ勅免の本旨を没却しても、これによつて本所の收入を増加する理由はない、即ちこの場合、勅免によつて生ずる利益は全部領主に歸するであらうといふ疑がある。併しながら、寄進状にかくの如き條件を明示したものはない、「爲省非道之妨」、「爲被停止國衙之非法」、「爲募御勢」、「爲借權威」といふ文字を、それ程までに廣く解釋することは無理であらう。寄進者にその意志があれば、勅免になつた後に年貢を定め、或は改定するのが普通でなからうか。安元元年平政子なるものが肥前國松浦莊を建春門院(後白河天皇の皇后平滋子)に寄進して不輸の莊と爲し、門院崩御の後、治承二年政子は

その土地を宸勝光院領と爲し、建春門院廳下文によつて勅事院事府國役の停止を請うたが、その年貢については、政子の解状に「但於御年貢式數者立券言上之後隨申請、是古今之例也」といひ、またこれを許した後白河院廳下文にも「但於年貢員數者、立券言上之後被定下、毎年無懈怠可運進院家之狀所仰如件」といひ、立券上言の後に年貢を定むることにしてある(東寺百合文書<sup>サ</sup>之<sup>部</sup>)。これ等の場合、不輸の勅免なき莊園と比較して、年貢の高に懸隔のあるべきことはいふまでもあるまい。

更に吾人の注意を惹くものは、不輸の莊園内に於て、私領と稱して本所の支配に従はざらむとする傾向のあつたことである。私領といふのは、開墾其他の事由によつて個人の所有權に屬し、田租の義務ある土地である。これ等の土地の所有者はその土地を權門勢家に名義的寄進を爲し、本所を設定したる後に於ても、不輸の勅免を経ざる間は

これを私領と稱し、自ら私領主といつて居つた。然るに不輸の地内に於ても、彼等は私領と稱して本所の命に背かむとした事例があるのである、榮山寺文書、康和四年正月興福寺政所下文に、「實經逝去之後、故頼俊朝臣女子稱私領押妨官物等條其無謂」とあるが、同年二月榮山寺牒狀は更に委しくこれを述べてゐる。

別當實經已講申下本寺御使、任文書理改立券、件坪々年來官物微納寺家、隨則兩任國司任藩基之官符、判免先畢、而陸與前司頼俊朝臣娘號私領致妨、號交易徵取寺領官物。

而して大和國司はその外題に於て左の證明を與へてゐる。

件寺領田、官省符並民部省勘狀、代々國判等已以明白也、加之前司與判已了、仍停止莠牢籠、任前例所當官物臨時雜役免除如件。

頼俊の女が私領と稱する土地が果してその寄進

地であるかどうかといふ疑問は姑く措き、私領と稱して官物を寺家に納付するを拒んだことは、一面に於て、不輸地の官物が本所たる榮山寺の収入となつてゐることを示すものではなからうか、國司はその免租地たる證判を與へて、榮山寺の官物を徵收すべきことを許してゐる。前節の初めに擧げた大山莊の例も、その一例と見ることが出来る。

東寺政所下 大山庄住人等

可令早任前例以昂地子物致御油勤事

右件庄者爲往古寺領敢不交他領、而猥致國司收公之時各請作庄内之田畠、偏稱私領對捍所役、因茲先年之比於國衙觸子細之處、被停私領了、委任本公驗並康和四年例、停止國司收公、永可爲寺領之由被宜下了、仍守官省符狀可致寺家勤之狀所仰如件、住人等宜承知、不可違失、故下。

永久三年六月廿九日

(署名略之)



大山莊は不輸の莊である。莊民は莊内の田畠を耕作しながら、國司の收公を様として、私領と稱し本寺の所役を拒んだのであるが、朝廷は寺家の訴によつて私領を停止し、次いで國司の收公を停止したのである。即ち不輸の地であると無いとは領主莊民の本所に對する負擔に大なる關係を生じてゐたのである。

平安朝の中期、朝廷は莊園に不輸租の特典を與ふると共に、莊司莊民の臨時雜役を免することがあつた。院政時代になつては、單に臨時雜役といはず、その内容を詳しく擧げて、伊勢役夫工、大嘗會造内裏等勅事院事大小國役、宇佐勅使、乳牛以下の課役を免除するといふやうになつた。かくの如く莊司莊民に臨時雜役を免するのは、國家の課役に對する負擔を減免して、その本所たる院宮諸家乃至寺院の爲に雜役を勤めしむる爲めであるから、これによつて莊司莊民の本所に對する負

擔は多くなるものと思はねばならぬ。東大寺領伊賀國黒田莊は名張川を境として、その西は本免の地であるが、東は國領で、不輸の特典のない處であつた。然るに黒田の莊民は名張川を東に越えて發展し、これを出作と稱し、その勢ひ應保二年の官宣旨には、「河以東押作數百町公田號出作、掠領數百家公民稱作人」といふ程になつた。これ等の莊民の租稅雜役については、莊民と國衙との間に屢紛争を醸したが、天養元年の鳥羽院廳下文は、「庄内百姓等於耕作公田號出作者、令辨濟段別三斗官物於國庫、令勤仕雜役於庄家、居住公領而於令耕作公田之輩者、令辨濟段別三斗官物於官庫、可令勤仕國役」といひ、黒田の莊民は本免外の公田を耕作して段別三斗の官物を國庫に納むるも、雜役は東大寺のために勤むる制度であつた（東大寺文書）。

而かも東大寺は寺領内に住める興福寺の木守に

對しては、寺領の莊民と同じく、東大寺の雜役を勤むべきことを主張し、その命に服せざるや、大治元年十一月、東大寺は「於不背本家者、任不妨傳領、至于對捍之時者、更不用相承、是神社佛寺權門勢家庄園田地之常事也」といひ、或はまた「凡權門之神人召次等居住貴賤之領地、皆雖隨領主之所堪、更不失本所之權勢、是則道理之所至故也、縱雖山階寺木守、若居東大寺領地者、勤其所役亡彼威勢哉」といひ、興福寺の寺領のものでも、東大寺の領地に入らば、東大寺の雜役を勤めしめむことを朝廷に訴へた。朝廷が東大寺の主張を認められたかどうか、東大寺文書の上にてはこれを審にすることが出来ないが、本所たる東大寺が莊内居住の人民を駈つて雜役に服せしめむとする勢は明らかである。たとひ私領の人民といへども、その勤を免るゝことの出来ないのである。

かくの如く、本所は寄進契約によつて、寄進者

の納むる年貢を得るのみならず、その土地に對して不輸の勅免を受くるを得ば、その從來國衙に納めて居つた租税官物を本所の収入と爲し、或は當初契約の年貢を改定するを得、莊民に對しては遍く雜役を課することが出来るのである。故に、本所の土地寄進によつて受くべき經濟上の利益は、必ずしも契約書の年貢に止まらないのである。

更に本所の領主、莊吏、莊民に對する勢力について考ふるに、本所は一莊の治安を維持し、秩序を定むる權力を持つてゐる。前記大治元年の文書に於て、東大寺は興福寺の木守が東大寺の雜役を勤めなければこれを莊外に追放しようといふことを述べてゐる。莊外追放は本所の莊民に對して行ふところの制裁であつて、寺院の莊園に於ても、また公卿の莊園に於ても行はれて居つた。

東寺百合文書り之部、長治三年平盛正解狀には「據示御寺成、慕他勢家威猛、致荒廢田畠於住人

者、永追却他所一とあるが、高野山に於ては、盜犯殺害人を罰する刑としてこれを行つた。

天治二年七月紀伊國官省符莊住人等解狀に、

右催檢案内、當官省符之例、若有盜犯殺害之輩者、以追却爲例、敢不及禁獄者也、抑以去寬治年中經澄宿禰依欽害寺家所司行賢、件經澄所領田島八十餘町、皆悉令收公、被充行要人、于今未相違、自爾以來准彼例、有犯過之輩所領、件行任子僧範勝、寺家所司良快企擬欽害、於寺家政所前發謀反之處也、爰良快自有天運、雖蒙疵、纔存命、卽捕範勝、任寺家例追却畢、法條所判、盜入者同類、人殺者父母被行咎常例也、加之彼行任範勝出立、依令企欽害、已處重過、同追却畢、隨所飲田島皆所被充行庄民也○下(又續寶簡集八八)

官省符莊に於ては、寬治以來、盜犯殺害人を追放する例が行はれ、長行任は連坐の刑によつて子範勝が所司良快を殺害せんとした罪に坐し、且つ範勝がそのとき行任の私宅から出立したといふ理

由に依り、高野山はその所領田島を沒收して莊民に付したといふのである。かくの如き刑罰は、一莊の治安に關するわけであるから、寄進地の舊領主であつても、同じく制裁を加へらるゝ筈である。同高野山領紀伊國荒川莊に於て、前公文盛景が檢注使重家を殺害したる爲めに、建久四年その田島二十町許を沒收して諸衆に支配したが、これ等の田島は盛景の先祖相傳の名田島であるといふことだから、盛景の先祖によつて高野山に寄進され、盛景は先祖以來公文としてこれを領して居つたものであらう(續寶簡集六九)。

寄進當初の契約によつて本所領家は内外に對し領主の利益を保護せねばならぬのであるが、そのためにまた本所の勢力は寄進の領主を通じて莊民の間に行はれたのである。東大寺領黒田莊に於て莊民は領主に段別一斗の加地子を納むることになつてゐたが、莊民はこれを遁避けようとするので

領主からこれを東大寺政所に訴へてその納付を促すやうにした。東大寺政所から同莊矢川中村の住人に對し、領主の所堪に從つて加地子を納め、先例を遵守してその義務を怠らざるやうに令した、承暦四年三月、同十二月、天仁元年三月、元承二年八月、寛治元年十二月、同四年十一月等の下文は、いづれも同じ趣意から出たものである。その一例を擧ぐれば、

政所下 黒田庄出作笑川中村作人等

可早隨領主實譽法師所堪辨濟加地子勤仕例役等事  
右件所實譽先祖相傳領知顯然也、而依御寺往古出作田  
作人等募寺威、不叶領主所勘之由有其訴、事若實者、  
早停止無道所繼、於加地子任先例令辨濟領主、致臨時  
雜役者、任往古例可令勤寺役之狀所仰如件。

天仁元年三月 日

權維那法師

(以下連署略す)

即ち領主はその力によつて、その土地を耕作す

る莊民の横暴を制することの出来ないときには、本所の勢力を藉つてこれを抑へる方法を探つたのである。これによつて本所の勢力は領主を通じて莊民の間に行はれたものと見らるゝ。併しながら領主の中には、本所の威力を藉つて、無法の壓迫を莊民に加へむとするものもあつた。應保二年五月の官宣旨に據れば、同莊湯船玉瀧雨村の領主は段別一斗の加地子の外に、地子と稱して段別六斗の見米を徵收し、國衙の禁止するところとなつた。領主がかくの如き非法を行ふことの出來たのも、後に東大寺といふ大勢力を負うてゐたからであらう。

右矢川中村の地は、もと當麻三子なるものゝ先祖相傳の所領であつたが、薬師寺別當隆經がこれを三子の手から買取り、同母弟藤原保房に譲り與へた。その土地は既に東大寺に寄進し、東大寺領となつてゐたが、三子の所縁の大中臣宣綱これを

保房から奪ひ取らむとして、其書類を偽造して金峯山に寄進し、寛治五年十月、金峯山の住侶をして矢河中村の住人に牒送して、所當加地子を保房に納むるのを差押へた。保房はこれを朝廷に訴へたが、その解狀の終りに於て、「就中當庄爲東大寺名田年序多積、彼寺且言上子細、望請天裁早被停止金峯山住侶妨、如元令領掌件庄」といひ、金峯山の勢力を藉らむとする宣綱に對し、保房は東大寺の勢力を藉りて對抗せむとした。朝廷では審議の結果、保房の領掌を認め、寛治六年二月、宣綱の妨を停止し、保房をして矢河中村の所領を領掌せしむべき旨の官宣旨を伊賀國に下し、使部藤井光季を同地に差遣したが、金峯山の先達法師等多くの士卒を引卒して同地に向ひ、宣旨に従ふことを拒み、やがて光季の身にも害を加へむとするに至り、宣綱から撤退の命令があれば中止するが、さもなければ決して撤退すべからざることを放言

した。それで翌七年十月、朝廷は改めて、度々の宣旨並に相承の理に任せ、金峯山寺の妨を停止し藤原保房をして矢河中村を領掌せしむべき官宣旨を下された(東大寺文書第二回探訪)これ等の争議の發生する度毎に本所の威力は益々發揮せられ、おのづから莊民一般の上にその威令の及ぶやうになることは、本所の莊園内に於ける勢力を考ふるには看過するを許さぬ事柄である。

#### 四、田 堵、住 人

莊園の中に在つて田畠を耕作するものを寄人、田堵、作人、住人など、稱したが、これ等の稱呼は互に通じ用ゐて、その間に明らかな區別はなかつたやうである。例へば、前記應徳三年の文書に於て、東大寺政所は黒田莊の下司並に住人等に下すといひながら、その本文には「作人等何致遁避乎」とあり、作人はまた住人といつたことを思はしめ、寛治四年十一月東大寺政所下文は、黒田柚

司並に住人等に下すといひながら、「伴田堵等」云々といひ、住人は田堵にも通じ稱せられたことを知る。平安朝の初めまで百姓といつたものは國家の公民であつたが、平安朝の末期院政時代になつてはこれを莊民にも通じ用ひ、治暦三年の曼茶羅寺僧善芳解狀(東寺百合文書<sup>部</sup>)には特に「公民之百姓」といひ莊民の百姓と區別した。久安六年九月東寺領伊豫國弓削莊の莊民が國司の壓政を本所に訴へた文書には、「弓削御庄百姓等解申請國裁事」といひ、同年十一月國司のために横領せられた鹽を取戻さむとした文書には、「弓削御庄住人等申進申文事」といひ、百姓と住人と、言葉は違ふが、共に同一の人々であつたことは連署の人名によつて知ることが出来る。(東寺百合文書<sup>部</sup>)。寄人といふ稱呼は、平安朝中期に専ら行はれたもので、莊園の不輸租と共にその臨時雜役を免せられて居つた。今その名義を考ふるに、その頃の文書に寄作

といふ言葉が屢見え、吉田文書寛弘六年十月東寺牒狀には、「年來人民多亡、已無人寄作、因之久以荒廢」といひ、石清水文書承暦二年十二月太宰大貳宅解には、「近代爲荒廢地、無人寄作」といひ、東大寺文書<sup>第二回</sup>探訪 永承三年閏正月伊賀國符には、「伴處已爲荒野年尙、無人寄作」とある、寄人は即ちこの寄作のために招集せられて開墾に與かつた人民を稱したのが初めて、後には一般に莊の住人をいふことになつたのであらう。

莊園に於て、田堵作人にその田畠を耕作せしむることを宛行または宛作といひ、文書を以てこれを許すものを充文といつた。田堵作人のこれを耕作することを請作といひ、請作するには、豫め請文を本所領家或は領主に出すを要した。その土地が領主の寄進地であれば、領主の充文によつてこれを行ひ、本所領家の直領であれば、本所領家の充文によつてこれを行つた。榮山寺文書永保三年

十一月興福寺政所下文に、「至于四至内田畠者、敢無稱私領輩、偏以寺家充文所耕作來尙」といふもの、即ちこれである。莊民をして田畑を耕作せしむるに、本所の莊民より請料を徴收したことは、天治二年七月官省符莊任人解狀(又續寶簡集八八)に見え、殺害に連坐して本所に沒收せられた長行任の田畠を請作して居つた莊民が、後、本所から「請地返」を命じ、その田畠を行任に返却せしめむとする意向あるを聞き、莊民からこれを本所に訴へて、「是各隨分盡資財、爲永代所請申田畠、無由被返取、愁中愁也」といふのは、専ら請料について云ふのであらう。

田堵作人は本所領家に對する年貢(官物)雜役を負擔せねばならぬが、別に領主のある寄進地に於ては、領主に對して加地子を納め雜役を勤めなければならなかつた。

東大寺文書第二回に探訪

政所下 黒田庄出作田堵等

可早勤仕中村矢川田畠所當例役等事

右如解狀者、乍請作件所田畠、募御寺之威、不役仕所當例(役カ)者、若實者甚以左道也、早任公風之例可致加地子並雜役之勤狀、所仰如件不可違夫、故下。

承曆四年三月五日

(署名略す)

これ黒田莊本免の莊民が公領矢川中村の地を請作しながら、東大寺の威を藉りて所當例役を勤めざるを戒めた文書で、このとき矢川中村の領主は既にその土地を東大寺に寄進して居つたのである而して本免の莊民は前述の如く、國司の雜役を免除されて居つたがために領主に對する雜役は缺くことの出來ないこと、この文書の證するところである。黒田莊の例に於ては、領主に納むる加地子は段別一斗と定まり、その雜役は如何なる種類のものであるか明らかでないが、寛治元年十二月、東大寺政所が黒田莊の住人に對し、領主の所堪に

隨ひ、出作田畠二町毎に夫馬一疋を京上せしむべきことを促した文書がある、これ或は領主に對する雜役の一であらう。

田堵作人が本所領家或は領主に對し、年貢地子を納め、雜役を勤めて居れば、耕作權を奪はるゝことはなからうが、これを怠れば、本所領家はその土地を他人に充行ふことにした。永保二年正月東寺政所下文(東寺百合文書<sup>部セ之</sup>)には、「不辨去年地子合夕輩、一段一步庄田不可充行」といふことを云つてゐるが、治暦五年四月讃岐國留守所下文(東寺百合文書<sup>部ユ之</sup>)は、曼茶羅寺の寺領を耕作する作人が年々の地利を辨納せざる爲め、これを他人に充作らしめんとしたところ、もとの作人等がこれを妨げたので、曼茶羅寺は郡司、留守所の裁決を求めて充行うたが、彼等はなほその妨害を續けたことを載せ、耕作權の取得擁護については激烈なる紛争のあつたことを想像せしむる。田堵作人

の耕作權はこれを當時「作手」といつた。田堵作人が領主に對する所當を怠納し、或はその他特殊の事由の生ぜざる限り、その耕作權は繼續して居つたから、これをまた「永年作手」ともいつた。

田堵作人は初め領家の招集に應じ、或は領主に懇願して耕作に従ひ、その結果としてこれを取得することが最も多かつたであらうが、或は開墾の一條件としてその耕作權を子孫に傳ふるものがあつた。その例は、治暦二年三月、丈部爲延なるものが伊賀國巢瀨郷の荒野を開墾せんとしたときに爲延は(一)開發三ケ年間地利免除、其後者於官物者可辨濟國庫、(二)於壹段別一斗御加地子者可辨進領家者也といふこと、(三)於作手者可爲延之子孫相傳々領知也といふことを條件として開墾に著手し、子孫をして永久にその作手たらしめようとしたことがある(東大寺文書<sup>第二回</sup>探訪)。また或土地の所有者がその土地を社寺に寄進して、耕作權を



子孫に保留するものもあつた。例へば、田原御栗栖住人山背友光が先祖相傳の所領四段百八十歩を御栗栖明神の祭料田に寄進し、友光及び子友武相

次いでその土地を耕作して居つたが、紀貞次が父貞則の「作手」と稱してこれを妨げむとしたので、

天永四年閏三月、友武が貞次の「押作」を藏人所に訴へた文書が朝野群載に收められてある。こゝに争論となつたのは、友光が寄進した土地の耕作權である。而して同書に載する延久三年十一月藏人所下文には、友光の寄進した土地を「友光作手島」と呼んでゐる。次に作手權は賣買讓與に供せられながら、これによつてその權利を取得するものも多かつたであらう。賣買讓與によつて新に作手となつたものは、その土地の所有者に對し、作人として所當雜公事を辨進すべきを誓ひ、若し一事といへども對捍あるときは作手を取上げらるゝも異議なき旨の請文を出した。その一例は、大日本史

料文治三年雜載の條に引く遠江國御神領記について見る事が出来るであらう。

本所領家の莊園の収入は、その所領の性質によつて差異を生せねばならぬ。その収入を恒久的の年貢と、臨時的の雜役とに區別して、年貢についてののみ考ふるも、その土地が本所領家の直領である時、領主の寄進を受けて一定の年貢を領主から徴收するとは異り、不輸の勅免を受けると受けざるとによつて、租稅官物が本所領家の収入ともなれば、これを缺くことゝもなる。加之、年貢として納むる物品も莊園によつて異なる、勿論米を年貢とすることが通例であらうけれども、東寺領伊豫國弓削島莊の如く、鹽を以て年貢とすることがあり、藤原頼長の奥州の莊園、即ち高鞍、大曾禰本良、屋代、遊佐の五ヶ莊に於ては、金、布、馬、漆、鶯羽、水豹皮等の一定數を年貢としてゐる(台記)。また平治元年閏五月寶莊嚴院莊園注文(東寺

百合文書部之)に據れば、近江國三村莊は米三百石、油一石五斗、席三百枚、同香御園は香五石、同速水莊は餅三百八十枚、丹波國葛野牧は米百石、油一石一斗、同菴我莊は雜器、丹後國志樂莊は米二百五十石、八丈絹五十疋、備後國津口莊は米三百石、油四石三斗、阿波國大野莊は米二百五十六石四斗三升、油四石二斗四升九合、遠江國初倉莊は六丈細布十三段二丈、四丈白布三百段、筑後國三瀨莊は米六百石、綿四百一十兩、甲斐國甘利莊は四丈白布五十段を年貢として送つてゐる。

雜役、雜公事も年貢と同じく田地を標準として課せられたもので、建久元年の鑿阿置文に據れば備後國太田莊に於て、預所下向間雜事として、預所下向の度毎に段別白米一升五合、乃米五合を課せられ、或は傳馬は田二町別一疋、順夫は田一町別一人、脚力は田二十町別一人を出すことになつて居つた。併しながら、雜役も種々雜多であつた。

藤原頼長は久安四年八月その所領の二十四莊に課し、毎月二度二莊づゝ交代に、魚菜合十合、果十合を宇治に居るところの父忠實へ献せしめたことが台記に見え、藤原道長の法成寺は、その子頼通が藤原氏一族及び諸宮の莊園から一日に五六百人乃至千人の人夫を徵發して營んだものであり、源氏物語には、源氏が須磨に流されてから、家司良清に命じ、「近きところの御庄の司めして」、その住居を造らしめ、また霖雨に築土が壞れたからといつて、京都の家司に告げ、「近き國々の御庄のものなどもよほさせて、仕う奉るべきよし」を命ぜしめたことが見える。いづれも莊民の雜役として課せられたものである。

かくの如き本所の土木工事が莊民の負擔となつてゐたのであるから、莊民がその莊園の堤防溝堰の修理維持に當ることは申すまでもない。保安三年正月伊勢國大國莊田堵等解狀(東寺百合文書部之)

は、「當御庄本自田數狹少之上、散在大河之左右、

略○中 然間動雖遇水損、於堰溝少破之時者、乍歎不

言上本家、田堵致修固之勤」と述べてゐる。併しながら、破損の程度大にして田堵等の資力に堪へざれば、本所の助力を求めねばならぬ。同文書は去年櫛田河の汎濫して附近諸莊園の溝堰を破壊しその復舊工事の困難なることを述べ、他の莊園の例を擧げ、

凡非當御庄、已傍庄園並神領田地等皆以一同之間、領主等或充給人夫食物、各田堵相共令勤彼堰溝之役、或免除所當之年貢、令募彼堰溝料者也。

といひ、獨り大國莊の本所のこれを顧みざる不平を訴へ、便宜の處置を執つて工事を助けむことを請うてゐる。

また莊民から兵士を出して本所の警衛に充てることもあつた。前記平治元年閏五月寶莊嚴院莊園注文に、備中國多氣保より月別二人の兵士を出して小御堂を守らしむることが見え、醍醐寺の所領では、莊家役として各莊園から交代で五名づゝの兵士を出して三寶院を守護せしめ、下司がこれを率ゐて番に就くのであるが、所務のために差障があつて、その兄が代つて京上したやうな例もある（醍醐寺雜事記）。治承四年十二月、平清盛が源賴朝を討つために、上達部受領をして兵士を内裏に献せしめたのも、諸國莊園にかくの如き慣例が行はれた爲め、これを行ふことになつたのであらう。